

| | | | | | |
|--|--|-----------------|------------------|-----|-----|
| 制 度 名 | 新規就農総合支援事業 (農業次世代人材投資資金) | 主管課名 | 農業技術課 就農・普及 G | | |
| | | 問合せ先 | 029-301-3846 | | |
| 目的・趣旨 | 農業従事者の高齢化が急速に進展する中持続可能な力強い農業を実現するため、経営の不安定な就農初期段階の青年就農者に対し農業次世代人材投資資金を交付することにより就農後の定着を図り青年就農者の増大を図る。 | | | | |
| <p>[対象団体] 市町村, 青年就農希望者</p> <p>[対象事業]</p> <p>1 準備型投資資金 就農希望者が行う就農前の研修【事業主体：県】</p> <p>2 経営開始型投資資金 独立・自営就農（経営開始直後）【事業主体：市町村】</p> <p>3 市町村推進費 経営開始型投資資金交付事務</p> <p>[補助要件等]</p> <p>1 準備型投資資金（主な要件）</p> <p>(1) 就農予定時の年齢が原則 50 歳未満であること</p> <p>(2) 県が認める研修機関で概ね 1 年以上研修を受けること 等</p> <p>※研修終了後 1 年以内に就農しない場合及び交付期間の 1.5 倍（最低 2 年）継続しない場合は資金を全額返還</p> <p>2 経営開始型投資資金（主な要件）</p> <p>(1) 就農時の年齢が原則 50 歳未満であること</p> <p>(2) 独立・自営就農者であること</p> <p>(3) 人・農地プラン等に位置づけられていること 等</p> <p>※本人の前年所得の合計が 350 万円を超えた場合は交付停止</p> <p>※交付 2 年目終了後の中間評価で C 評価とされた場合は交付停止</p> <p>※交付期間と同期間同程度の営農を継続しなかった場合は資金返還</p> <p>[対象経費]</p> <p>1 準備型投資資金 研修期間中（最長 2 年間）の諸経費</p> <p>2 経営開始型投資資金 経営開始後 5 年間の諸経費</p> <p>3 市町村推進費 謝金, 旅費及び事務等経費等</p> <p>[補助限度額等]</p> <p>1 準備型投資資金 交付期間 1 年につき 1 人当たり 150 万円</p> <p>2 経営開始型投資資金 経営開始初年度は交付期間 1 年につき 1 人当たり 150 万円, 経営開始 2 年目以降は, 交付期間 1 年につき 1 人当たり 350 万円から前年の総所得を減じた額に 3/5 を乗じて得た額</p> <p>3 市町村推進費 所要額</p> | | | | | |
| 区 分 | | 国 | 県 | 市町村 | その他 |
| 経営開始型を交付する市町村 就農希望者（準備型受給者） | | 定額 | - | - | - |
| | | 定額 | - | - | - |
| [2 年度当初予算額] | | [2 年度補助対象団体] | | | |
| 678, 164 千円 | | 令和 2 年 5 月頃決定予定 | | | |
| [備考] | | | | | |